

平成28年第9回 湯沢市教育委員会議事録

日 時：平成28年11月4日（金）午後2時00分

場 所：湯沢市役所 4階 44会議室

1. 会議に出席した委員

1 番	阿 部 和 榮
2 番	後 藤 美 喜 子
3 番	芳 賀 誠
5 番	和 田 隆 彦

1. 会議を欠席した委員

4 番	佐 藤 和 広
-----	---------

1. 会議に出席した事務局職員

教育部長	佐 藤 哲 夫
教育部教育総務課長	福 土 英 明
教育部生涯学習課長	和 田 晋
教育部学校教育課指導班長	神 林 雅 紀
教育部教育総務課総務班長	斎 藤 正 幸 （書 記）

1. 会議に提出された議案

議案第22号	湯沢市立弓道場条例等の一部を改正する等の条例制定の申出について
議案第23号	湯沢市コミュニティセンター条例の一部改正の申出について
議案第24号	指定管理者の指定の申出について（湯沢市ふるさとふれあいセンター）
議案第25号	指定管理者の指定の申出について（岩崎コミュニティセンター）
議案第26号	湯沢市スポーツ施設整備実施計画の策定について

【午後2時04分 開 会】

芳賀委員長

平成28年第9回湯沢市教育委員会を開催いたします。

現在、湯沢市では、9年に1回ということで種苗交換会が行われていますが、学校関係でも出品しているし、教育委員会の職員等も大勢協力と言いますか、携わっていると聞いています。また、場所を代えて、生涯学習関係の展示等も行われているということでもあります。

一昨日ですけれども、全県教頭会が湯沢市で行われまして、その中で講演がありました。湯沢市（雄勝町）出身の高橋一也氏ですけれども、色々多方面からお話しいただきました。その中で、日本のこれまでの教育というのは端的で、考えない授業、話さない授業、将来を考えない（未来を志向しない）授業という、この三点がこれまでの日本の授業だということで、その打破が、現在、色々な県、或いは色々な学校で行われており、是非、そういう教育を目指して行きたい。要するに、教え込み、詰め込みの教育でない姿をこれから作っていかねばいけないということが話されました。大変印象に残ったところでもあります。

前議事録の承認

芳賀委員長

それでは、次第によりまして、進めてまいります。

次第の2であります。前議事録の承認であります。配付されておりますが、これにつきまして訂正や質問等ありましたらお願いします。

ございませんか。

— 〈なしの声〉 —

芳賀委員長

それでは承認といたします。

議事録署名委員の指名

芳賀委員長

今回の議事録の署名委員につきましては、1番の阿部委員、5番の和田委員にお願いします。

教育長報告

芳賀委員長

それでは次第の3、教育長報告であります。よろしく申し上げます。

和田教育長

前回の教育委員会からのまとめた報告ということで、最初に、平成28年度優良PTA文部科学大臣表彰として、稲川中学校が表彰を受けます。11月18日ということでした。受賞後、11月28日に、県教育長へ稲川中の校長とPTA会長が報告に伺うことになっているそうです。

二つ目ですけれども、市内の小中学校への視察関係を、別紙として委員

の皆様方に配付してあります。11月1日、宮城県名取市教育委員会から教育長と市内の研究主任が見えました。名取市には、小学校11校、中学校5校の計16校あるそうです。児童生徒数が7,000人ということでした。視察内容等については、雄勝中学校と相手方の雄勝^{おがつ}中学校が交流していることから、今回、是非視察したいということでした。閑上小・中学校が被災されたわけでした、30年を目途に小中一貫校を目指していることから、小中連携の取組み等について研修に来たということでした。他に、12月まで一覽にあるような視察を受けることになっています。

三つ目は、東北、全国大会の関係ですけれども、広報でも10月15日号で紹介されています。ジュニアオリンピックでは、稲川中1年の山田瑞稀さん、走り幅跳びで47人中43位の記録だそうです。湯沢北中3年の堀川佑太君、110mハードルで56人中36位ということでした。湯沢北中1年の阿部円海さん、800mで49人中31位という結果だそうです。ここまで報告です。湯沢北中2年の南大河君と同3年の南花音さんは、中学校英語暗唱・弁論の部で、それぞれ11月5日と11月23日に出場するわけですけれども、南大河君の英語暗唱東北大会（青森県）は、今日出発しております。南花音さんの弁論の部は、11月23日からということでした。稲川中3年の井川凜世さんは、少年の主張県大会で最優秀で、全国大会は11月13日に東京都で行われるわけですが、全国大会での発表の機会はないそうです。県の最優秀者については、出席しますが努力賞となるそうです。湯沢北中の11年ぶり3度目の全国吹奏楽コンクールですけれども、これには私も北中の校長と応援に行かせていただきまして、午後の1番目の演奏でした。結果は銅賞で、午前15団体、午後15団体の計30団体あるのですけれども、前半の部、後半の部でそれぞれの賞が与えられていたそうです。結果は銅賞でしたけれども、非常に落ち着いた良い演奏だと思いました。ただ、専門家の方々は、ちょっとしたミスを見逃さなかったという話が聞こえてきました。それでも、大変頑張ってくれたと思っていますし、保護者の方々も一生懸命応援して、非常に感動しておりました。

湯沢市の郷土学習資料展示施設は、「ジオスタ☆ゆざわ」と愛称が決まりました。名付け親が湯沢南中3年の小坂桜代さんです。

羽後町教育委員会の人事異動がありまして、10月31日、羽後町の高橋道子教育長が退任の挨拶に来庁しました。11月2日、新教育長の大久保聡教育長が挨拶に見えられております。

第40回秋田県社会科教育研究会湯沢雄勝大会は、湯沢東小と湯沢北中を会場に移動教室授業が公開されました。参加者は107名ということです。今回、移動教室を行った授業は、東小学校が3年と6年、須川小学校が4年、川連小学校が5年です。中学校の部は、湯沢南中学校1年が地理、稲川中学校2年が歴史、皆瀬中学校3年が公民です。その中で、東小6年にはゲストティーチャーとして渡部正明市議会議員、皆瀬中3年の公民にはゲストティーチャーとして藤井延之副市長が協力してくださっています。

先ほど委員長から報告がありました小・中教頭研究会が湯沢ロイヤルホテルで行われました。記念講演の講師は、グローバルティーチャーベスト

10の高橋一也氏です。演題は「生徒が輝く場所を用意するための教師の役割とは」ということでした。著書も出ています。11月4日、本日ですけれども、湯沢南中学校のブロック研究会がありまして、その講師にも高橋一也氏が依頼されております。

第139回種苗交換会湯沢市協賛行事ですけれども、「湯沢まるごと偉っ得 郷土が誇る先覚者と作品の数々」ということで、郡会議事堂記念館に、石川理紀之助にゆかりのある高橋正作、糸井茂助、後藤逸女のパネル、書簡、書籍が展示されております。2階には、近代児童作品（習字、絵画、作文等）展示、或いは七夕絵どうろうが設置されています。この時に、雄勝小学校の築瀬均教諭が、高橋正作と石川理紀之助ということで講演しています。この場には、石川理紀之助の玄孫にあたる石川紀行氏も来ておりました。

最後です。湯沢ロータリークラブ60周年記念式典が10月30日にありまして、その中で、近代児童作品をパソコンで鑑賞できるソフトをいただいております。

それから、航空自衛隊北部航空音楽隊によるコンサートは、湯沢文化会館に1,100人の入場者で行われました。大変盛況であったと思っています。

伊藤伸ピアノリサイタルの件については、生涯学習課長から報告してもらいます。

和田
生涯学習課長

今月、雄勝文化会館で予定されておりました自主事業「伊藤伸ピアノリサイタル」につきまして、横手市出身のピアニスト伊藤伸さんですけれども、昨年のことだそうなんですけれども、違法薬物を国内に持ち込もうとしたということで、遡及されて色々捜査されていたようです。それが明るみになりまして、今回、新聞でも報道されまして、まだ、送検されたということで、起訴に至るかは判明していませんので、社会教育事業、生涯学習事業として文化会館が自主事業として行う事業として、そのようなことで新聞報道された人がコンサートを行うのは好ましくないだろうとの判断をしました。一応、伊藤伸さんについては、雄勝文化会館で確認したところ、横手市の自宅にいらっしゃるそうです。本人から事情を確認しまして、若干新聞報道とは異なる部分もあるそうですけれども、違法薬物を持ち込もうとした点については間違いないということですので、今回は、伊藤伸さん側から、一身上の都合によりコンサートを中止するというので申出をいただいた形で中止となりました。当然、既にチケットをお求めの方については、払戻しの手続きを進めてまいります。これについては、新聞の公告等で払戻しの告知をする予定でございます。これまで伊藤伸さんのコンサートに関わるチラシであるとか、新聞広告であるとか、掛かりました費用につきましては、契約書上、そういった事態が生じた場合は賠償と言いますか、返還いただく決まりになっているようですので、いずれ交渉して、経費については伊藤伸さん側から賠償していただくという話がついています。以上です。

和田 教育長

それに関連して、実は伊藤伸さんにコンサートをお願いしている市町村に東成瀬村がありまして、東成瀬中が創立70周年、統合40周年ということで、11月5日に記念事業を計画したそうです。その時に、東成瀬村出身のソプラノ歌手である長谷川留美子さんから、非常に有能なピアニストがいるということで、伊藤伸さんが紹介されたそうです。ところが、新聞に載りまして、教育委員会が関わっているということで、直ちに、長谷川さんと伊藤伸さんの関係に薬物等で関わりがないかどうかを確認したところ、長谷川さんにそのようなことは一切無いということで、予定通り、長谷川留美子さんと新たなピアニストで行うこととし、伊藤伸さんは辞退という連絡を受けたそうです。伊藤伸さんの件についてはそのようなことも出てきました。伊藤伸さんについては以上です。

続いて、先ほど教育長室で委員の皆さんに報告した件について、事務局の神林班長から報告させていただきます。

神 林
指 導 班 長

ご報告いたします。

中学校男子生徒2名による暴力行為がありました。期日が10月31日、6校時目の授業が終わって清掃の時間です。時間は、午後3時30分ごろのことです。加害生徒は、現在、かがやきサポーターが付いていて、小学校の時に一度自閉症の診断を受け、28年の夏にまたドクターの診断を受けて、現在服薬中、薬を飲んで精神安定を図っているということです。

事の発端は、加害生徒が授業中に大変大きな音で咳をし、その咳に対して、後ろの座席の方で全然関係ない生徒がノートを落とした音に、隣にいた生徒が「うるさい」と声を発し、その「うるさい」という声が、自分自身の咳に向けて発せられたというふうに勘違いしておりました。その声の主が、被害を受けた生徒であろうという思いから、清掃中にその生徒と距離が近づいた時に、突発的に向かって行って突き倒し、馬乗りになって首を絞める、或いは顔を殴るという行為をしたということです。その時もかがやきサポーターが付いておりまして、以前にもその二人でトラブルが続いており、大きなことではなかったのですが、言い合いであるとかが続いていたので、間に入って視界を遮るような場所に立って来てはいたのですが、そのかがやきサポーターが制する腕を振り払ってかかっていったということでありました。その周囲にいた生徒たちが止めに入ったために、具体的にどれくらいの時間首を絞めていたとか、何回くらい殴っていたとかについては、生徒たちからも聞き取りをしたのですが、具体的な回数とか、時間といったところを確定するまでには至っておりません。

この件を受けまして、その日の内に校長からはこのような事件があったということで報告は受けておりましたが、その後、11月2日に、被害者の母親が本庁舎に状況を説明しに来まして、「こういうことがあったのだけれど教育委員会ではわかっているか」ということでありましたので、校長からは今回の暴力事件で報告を受けていると話をしたところ、「暴力事件

ではありません。あれは殺人未遂と考えています。」と、「体格の大きい生徒が馬乗りになって体重を掛けて首を絞めたのだから、殺人未遂と私は考えています。」とお母さんがお話されました。お母さんからの話を受け、「教育委員会としても学校と協議のうえ、今後の対応について相談し、今日中にお母さんにその内容を報告しますので、今日はその報告をお待ちください。」ということでお帰りいただきました。学校に近野課長と私が伺いまして、校長、教頭同席のもと、次の四点について確認しました。

一点目は、当該生徒同士の学校内の接触する機会をなくす。加害の生徒側は、これまでも保健室登校、或いは会議室等授業で使っていない部屋を使って個別の指導を受けておりましたが、本人の調子が良い時には、教室で他の生徒と一緒に授業を受けるという形態をとっておりました。それを、当面は接触する機会を無くするという対応をする。

二点目は、第三者を入れたケース会議を実施し、具体的な今後の取組みについて検討する。メンバーは、県教育委員会、児童相談所、市教育委員会、学校関係者の4者によるケース会議を開催する。

三点目は、被害生徒の心のケアをするために、広域カウンセラーを要請し、カウンセリングを行う。並びに、学校に配置している心の教室相談員による日常的な観察を実施する。

四点目は、その行為の現場にいた周囲の生徒に対してのケアを行う。特に、女子生徒の中で数名、暴力行為を目の当たりにしたためにショックを受けていた生徒もいたようですので、周囲の生徒に対し、必要に応じてカウンセリング等の対応をしていく。というようなことを確認いたしました。

学校側には、加害生徒が接触しないということから、言葉が適切でないかもしれませんが、隔離されるような状況になって、孤立感を覚えて、更にストレスが増大することのないように、周囲の生徒からの声掛けであるとか、配慮をお願いしますとお話してきました。

今お話した四点について、学校で対応していくということ、11月2日午後7時すぎに、被害生徒の母親に近野課長から電話で報告いたしましたところ、母親からは、まずは「迅速な対応をしていただきありがとうございます。」ということ。二つ目は、こちらからお話しした四点について「是非ともお願いします。」と。更に、「あらゆるケースを想定してうちの子を守ってください。よろしくお願いします。」ということでした。三点目として、「今お話して下さった学校での対応を、書面でいただきたいのでお願いします。」というような三点についてのお話がありました。以上です。

芳賀委員長

ありがとうございました。
教育長はこれでよろしいですか。

和田教育長

はい。

芳賀委員長 それでは、教育長報告が終わりましたが、たくさんありましたけれども質問等ありましたらお願いします。

－ 〈発言なし〉 －

芳賀委員長 ございませんか。

－ 〈なしの声〉 －

芳賀委員長 最後に報告のあった件については、迅速な対応をされたと思いますが、いずれ一方の加害の生徒の心身の状態が色々問題あるようですので、見届け、長期の指導等は必要かと思えます。それから、加害生徒の保護者の理解が十分に得られるということが大事かと思えます。被害生徒の保護者については、対応について納得したということでしたので、そちらは一つ安心と思えます。

それでは、これで教育長報告を終わります。

議 事

芳賀委員長 次は、次第の4、議事に入ります。

案件が5件あります。最初に、議案第22号、湯沢市立弓道場条例等の一部を改正する等の条例制定の申出についてお願いします。

和田生涯学習課長 私から、議案第22号、湯沢市立弓道場条例等の一部を改正する等の条例の制定についてご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。この後の議案第26号で改めてご説明いたしますが、市教育委員会では今年2月に湯沢市スポーツ施設整備基本計画を策定しており、今回、その基本方針に従い、施設再編と環境整備を円滑に行うために、湯沢市スポーツ施設整備実施計画を策定しましたので、それに関連する関係条例の改廃を一括して条例を定めて行うものでございます。

4ページに移ります。4ページからそれぞれ条文が記されておりますけれども、こちらを少しかみ砕いて具体的に説明させていただきたいと思えます。

まず、第1条の湯沢市弓道場条例の一部改正でございますけれども、内容は、雄勝弓道場を廃止し、湯沢の開館時間を変更するものでございます。基本計画で、主に雄勝高校弓道部が利用している雄勝弓道場は、県立雄勝高校に移管することとしており、これについては、県教育委員会の担当の了承を得ております。そのことによる一般利用者の被る不利益を補填する取組といたしまして、湯沢弓道場の開館時間の拡大等によるサービスの充実を図りまして、施設数の減少による影響緩和と利用者の潜在的ニーズに応え、施設の利用促進とスポーツ活動の推進につなげたいと考えてい

るものでございます。湯沢弓道場の開館時間は、現在、4月1日から10月31日までの夏季は、午前9時から午後10時まで、11月1日から翌年の3月31日までの冬季は、午前9時から午後9時までとなっています。こうした開館時間の設定は、一部の施設に限られており、昭和55年の開設当時の状況に配慮したものと考えられますが、近年の除雪事情や社会情勢においては、季節による時間差の必要性はなく、特に、仕事のため日中の利用ができない利用者の一部からは、冬季利用時間の延長や休館日としている月曜日の開館を望む声も寄せられております。こうした状況から、多様な市民ニーズに応えていくためにも、季節的な時間差を解消し、1年を通じて午前9時から午後10時までの開館時間に改めるとともに、毎週月曜日の休館日を廃止することとするものです。

雄勝弓道場の一般利用者は少数で、利用時期も限られているため、湯沢弓道場の開館時間の拡大により、移管後の活動も十分に確保できるものと考えます。また、規模の大きな大会等の開催については、学校長の施設利用申請により、これまで通り雄勝弓道場の利用が可能であることを県教育庁総務課施設整備室に確認済でございます。

続きまして、第2条の河川敷運動広場条例の一部改正でございます。これは、基本計画に基づき、河川敷運動広場角間グラウンドを松ノ木グラウンドに集約することに伴い、角間グラウンドを廃止するものです。角間グラウンドの利用者は極めて少数であり、年1回開催される弁天地区野球大会のほかは社会人野球チームの利用に限定されており、松ノ木グラウンドに集約しても十分に活動の場は確保できると考えております。

第3条は、湯沢市営野球場条例の一部改正です。これは、基本計画に基づき、市内4球場を3球場に集約することに伴い、泉沢球場を廃止するものです。泉沢球場の利用者は、年間でも763人と極めて少数かつ地域内の社会人野球チームの利用がほとんどである状況から、存続する雄勝野球場で機能維持が可能と考えております。

6ページに入りますが、続く第4条は湯沢市スキー場条例の一部改正です。基本計画では、スキー場を稲川スキー場に集約し、湯沢スキー場及び小安温泉スキー場の廃止を速やかに実施する方針としております。この方針に従い、湯沢スキー場を廃止することとし、条例中の表記を削除することに伴う改正となります。なお、小安温泉スキー場については、廃止にあたり、皆瀬村活性化センターとの間で平成27年度から31年度までの期間で締結されている指定管理に関する基本協定の解除が課題となっています。協定期間の終期を待たずに速やかに施設廃止を実現するため、指定管理の解除について指定管理者と協議を進め、合意を得る必要があります。そのため、小安温泉スキー場については、1年程度協議のための猶予期間を設けて、平成29年度シーズンをもって廃止することとしたいと考えております。また、稲川スキー場に集約するにあたり、施設数の減少による影響を緩和するため、稲川スキー場のナイター営業日を拡大するとともに、ヒュッテ等の老朽施設の改修により環境整備を進め、施設の利用促進とスポーツ活動の推進につなげたいと考えていますが、その他に、利用者の確保と

維持に向けた取組として、60歳以上の方を対象としたシニア料金の導入と、低料金で短時間利用してもらえるように2時間券を追加するために条例の一部を改正するものです。多様なニーズに対応し、継続してスキー場を利用してもらうきっかけづくりに取組み、将来に渡る利用者の確保、維持に努めていきたいと考えています。

資料の7ページをご覧ください。別表についてですけれども、まず、改正した点をご説明申し上げます。共通の1日券ですけれども、一般2,000円としておりますが、これは従前は2,050円でした。50円を切り捨てて2,000とします。小中学生、高校生及びシニアについては、これまで1,020円だったものを1,000円に変更します。4時間券については、一般はこれまで1,330円だったものを1,300円に変更いたします。同じく、小中学生、高校生及びシニアについては、これまで720円だったものを700円に変更いたします。そして、この2時間券というのが今回新しく導入するものでございます。こちらは、一般1,000円、小中学生、高校生及びシニアが500円でございます。ナイター券の一般はこれまで1,540円だったものを1,500円に改めます。小中学生、高校生及びシニアについては800円に変更なしです。午後とナイター券については、一般はこれまで2,050円だったものを2,000円に改めます。小中学生、高校生及びシニアについては1,020円だったものを1,000円に改めます。シーズン券は、一般は20,570円だったものを20,000円に改めます。小中学生、高校生及びシニアについては、これまで10,280円だったものを10,000円に改めます。ナイターシーズン券は、一般は13,300円だったものを13,000円に改めます。小中学生、高校生及びシニアについては7,200円だったものを7,000円に改めます。備考の欄です。備考の欄については、2の「シニアは60歳以上の者とする（当該年度に60歳に達する者を含む。）」を追加しております。そして、4の「4時間券は発売時から4時間以内」の次に「、2時間券は発売時から2時間以内」と、2時間券についての説明を挿入しております。

続いて、8ページをご覧ください。ペアリフトについては、1回券に変更はございません。アンバーリフトについて、1日券は、一般はこれまで610円だったものを600円に改めます。小中学生、高校生及びシニアについては変更ございません。4時間券は、一般はこれまで410円だったものを400円に改めます。小中学生、高校生及びシニアについては200円に変更ございません。そして次が新たに導入する2時間券で、一般200円、小中学生、高校生及びシニアは100円でございます。ナイター券は、共通がこれまで510円だったものを500円に改めます。貸スキーでございます。1日一式がこれまで2,050円だったものを2,000円に改めます。スキーについては1,540円だったものを1,500円に改めます。ブーツは1,020円だったものを1,000円に改めます。ストックは510円だったものを500円に改めます。4時間は、一式1,230円だったものを1,200円に改めます。スキーは820円だったものを800円に改めます。ブーツは610円だったものを600円に改めます。ストックの300円については変更ございません。次の2時間が新しく導入するものです。一式800円、スキー600円、ブーツ400円、ストック200

円です。備考の欄の「2 4時間以内」の次に「、2時間とは、利用開始時から2時間以内とする。」と、2時間の貸スキーの内容を定めております。

続いて、第5条の湯沢市営テニスコート条例及び湯沢市雄勝屋内温泉プールの設置及び管理に関する条例の廃止についてです。資料の9ページになります。当初、基本計画で市営テニスコートは、県立湯沢高等学校への移管を進めることとしておりましたが、6月に同校から、主に当該施設を使用している軟式テニス部は、学校施設を利用することで生徒の活動の場の確保が可能であるため移管を受け入れられないとの回答を得たことにより、施設を廃止することとするものです。また、市営テニスコートの敷地の一部は県有地であり、平成29年3月末までを契約期間として締結している無償貸与契約を更新しないことといたします。市営テニスコートを、稲川スポーツエリアのテニスコートに集約することにより、一部の軟式テニス愛好団体が利用できなくなりますが、影響を緩和するため、今後、健康ドームへの機能移転も検討しながらサービス維持に努めるとともに、施設の利用促進とスポーツ活動の推進につなげたいと考えております。テニスコートは屋外施設であることから、雨天時や冬期間の利用は制限されますが、健康ドームは屋内の運動施設であり、天候に左右されない優位性から多様な種目に利用されています。健康ドームに常設のテニスコートを設置することは困難ではありますが、移動式のネットの設置等により、テニスコートの機能を持たせることも可能と考えられ、1年を通して利用することが可能となり、テニス愛好者の活動の場が拡大するとともに、健康ドーム自体の利用促進にも効果が期待されると考えております。

プールについては、基本計画で、市内3箇所のプールをB&Gセンタープールに集約する方針で、雄勝屋内温水プール及び皆瀬健康増進施設温水プールは廃止することとしております。雄勝屋内温水プールは、指定管理者の休業に伴い、平成27年12月から営業を休止しており、今回、廃止のための条例改正を行います。皆瀬健康増進施設温水プールについては、小安温泉スキー場と同じく、皆瀬村活性化センターとの間で平成27年度から31年度までの期間で締結されている指定管理に関する基本協定の解除が課題となっています。そのため、同様に、1年程度協議のための猶予期間を設けて、平成29年度シーズンをもって廃止することとしたいと考えております。ただし、これらの施設はいずれも、他の施設に温泉を供給する際の中継施設になっていることから、廃止後もその施設を解体することはできなくて、継続して施設の維持管理をする必要があります。再編による経費削減効果はそれほど大きくないことが見込まれております。以上で説明を終わります。

芳賀委員長

ありがとうございました。

議案第22号につきまして、質問、意見等ありましたらお願いします。

- 後藤委員 大変早くて聞き取れなくてすみませんが、7ページのスキー場の利用料金について聞きたいと思います。これは何か基になるものがあるのか、この料金を設定したものでしょうか。例えば、周辺のスキー場の情報を得ながらこの金額にしたとか。
- 和田生涯学習課長 今回については、何十円とか、何百何十円とかを削除するという設定をしました。
- 後藤委員 湯沢のスキー場関係の料金が安いという話を耳にしまして、私自身あまり行っていないものですが、2時間で1,000円は高いような気がします。何か基になるものがあるのか、教育委員会で決めたのでしょうか。スキーをやっている人の話では高いと聞きますので、もう少し考慮してもらえればということもあります。声として聞いていますので検討していただきたいと思います。
- 芳賀委員長 要望がありましたので、一応調査をしてみてください。近隣のスキー場と言っていますので。
- 和田生涯学習課長 わかりました。
- 芳賀委員長 他にございませんか。
- 後藤委員 もう一つすみません。貸スキーのところですが、これは業者を入れて貸スキーの貸出しをやるのですか。
- 和田生涯学習課長 今現在も貸スキーを行っており、その料金を下げるものです。もともと条例で貸スキーの料金を定めておまして、同じように半端な部分を削り、新たに2時間で貸す料金を定めたものでございます。
- 後藤委員 用具は教育委員会にあるのですね。
- 和田生涯学習課長 そうです。先日、庁議の際に副市長から意見をいただいたのですが、例えば、お子さんの用具について、小さいお子さんはどんどん大きくなって靴とか不要になっていくということで、いらなくなった靴などを集めてリユースと言いますか、そのような取組ができないかとの意見をいただきました。安価に借りられるシステムを考えることについては、そのような意見も取り入れながら考えてまいりたいと思っております。
- 後藤委員 それのほうが良いと思います。以前、何十年か前に私がそのようなことを言ったら、業者への営業妨害だと言われたこともあったりしたので、検

討していただいて、対応してもらえれば良いと思います。

芳賀委員長 よろしいですか。

－ 〈なしの声〉 －

芳賀委員長 施設の統合、廃止等が大分進んできたようで、大変良かったと感じます。関係者の意見調整等確認しながら進めていただきたいと思います。

それでは、次に議案第23号であります。湯沢市コミュニティセンター条例の一部改正の申出についてお願いします。

和田 生涯学習課長 私から、議案第23号、湯沢市コミュニティセンター条例の一部改正についてご説明いたします。資料の15ページをご覧ください。この内容は、中山コミュニティセンターを廃止するとともに、コミュニティセンターの休館日と使用時間を改めるために改正するものです。

始めに、中山コミュニティセンターについてですが、利用者が僅かで、今後増加する見込みのない中で、コミュニティセンターとしての存在意義が薄くなってきており、中山コミュニティセンター管理運営委員会を中心とする中山地域の住民が、29年度以降、当施設を維持管理して活用して行く意思がないこと、更には、仮に市が直営で継続するとしても、利用しない意向が確認できましたので、今年度末をもって廃止することとして普通財産に変更したいと考えております。

次に、コミュニティセンターの開館時間は、先に説明いたしました湯沢弓道場と同様に、現在、4月1日から10月31日までの夏季は午前9時から午後10時、11月1日から翌年3月31日までの冬季は午前9時から午後9時までとなっております。こちら、近年の除雪事情や社会情勢においては、季節による時間差の必要性はなく、特に、仕事のため日中の利用ができない利用者の一部からは、冬季利用時間の延長や休館日としている月曜日の開館を望む声が寄せられております。例えば、卓球のサークルであるとか、踊りのサークルなどからは、できれば3時間の練習時間を確保したいけれども、冬は9時で閉まってしまうためにどうしても3時間をと。その理由としては、湯沢コミュニティセンターの現況として、現在、隣接する湯沢南児童館が、1階の一室と2階の二室を、月曜日から土曜日まで午後1時から6時半までの間占有してありまして、平日と土曜日の貸付は午後7時以降となっていることから、仮に9時に閉まってしまうと、7時から借りても、どうしても前に持ってくるできないために、2時間しか練習時間がとれない事情があります。ただ、この南児童館については、来年補助金を受けまして、南児童館側の拡張、拡大の計画もあります。それが完成すれば、今お貸ししている2階の和室（二室）については、返還というわけではないですが、コミュニティセンターとして活用することができるということですので、時間延長と閉館日の変更と合せまして、更に利用しやすい施設になるものと思います。ただ、こちらについて

は、月曜日開館と時間延長に伴うシルバー人材センターへの委託料増額が見込まれております。これについては、財政課と協議し、社会教育施設の利用促進と利用者の利便性向上の方針で来年度予算要求する旨を伝えております。

こうした状況から、多様な市民ニーズに応えていくためにも、季節的な時間差を解消し、1年を通じて午前9時から午後10時までの開館時間に改めるとともに、毎週月曜日の休館日を廃止し、生涯学習センターや地区センターと同じように利用できる状態に変更したいと考えています。なお、他のコミュニティセンターについてですが、中山コミュニティセンターについては、申し上げたとおり廃止、岩崎コミュニティセンターと三関コミュニティセンターについては指定管理となっておりますが、それぞれの指定管理者に確認したところ、指定管理料の増額等、開館日と時間延長による影響はないということを確認しております。須川コミュニティセンターについては、須川地区センターで管理しているため、地区センターと同じ時間帯になる変更は望ましいものと考えております。以上です。

芳賀委員長

ありがとうございました。

コミュニティセンターにつきまして説明がありましたが、質問、意見等ございませんか。

阿部委員

休館日の件ですけれども、こちらでは12月29日から1月3日までの休館になっていまして、前の議案に触れてすみませんが、前の議案の弓道場は12月28日からですね。その辺、何か利用形態が違うとか、利用者がまるっきり違うといったすみ分けになっているのでしょうか。

和田
生涯学習課長

社会体育施設と社会教育施設というすみ分けが正しいかどうかは分からないですけれども、今回、コミュニティセンターについては、他の地区センターと生涯学習センターと合せるということでこのようにしました。弓道場については、利用形態等に鑑みて12月28日としていますが、今回のコミュニティセンターについては、他の社会教育施設と合せて同じ休館日といたしましたものでございます。

阿部委員

もう一つ追加してなのですが、こういった施設が廃止されていくにあたって、この後、廃止されたものが他の施設に需要が行くということ、サービスを向上させるということを考えて時に、果たして12月29日から休みで良いのかどうか。例えば、正月の1日だけ休むとか。そこに経費というものが必ず絡んでくるわけなのですけれども、そういった思い切ったことをして触れ込んでいった方が、他を廃止しやすいとか、説明しやすいと考えるのですが、そういった事はその後検討の余地はあるのですか。

和田
生涯学習課長

今申し上げたように、スポーツ施設、社会教育施設という区分は管理する側の話であって、利用する方については、そこでスポーツを行う場合も

あるだろうし、そういう区分はないものと思います。スキー場のところでもご説明申し上げましたように、廃止することに対して建物等を建てるといったことではお応えできない現状でありますので、委員のおっしゃられたような、例えば、思い切って正月は営業するとか、そういった事は今後当然考えていかなければならないことではないかと考えています。

芳賀委員長 他にございませんか。

— 〈発言なし〉 —

芳賀委員長 よろしいですか。

— 〈なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは、これまで議案第22号と第23号の二つにつきまして、審議を行いましたけれども、この二つの条例を市長に申し出るということでよろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは承認といたします。

次に、議案第24号、指定管理者の指定の申出について（湯沢市ふるさとふれあいセンター）説明をお願いします。

和田生涯学習課長 私から、議案第24号、指定管理者の申出（湯沢市ふるさとふれあいセンター）についてご説明いたします。

当該施設は、平成20年、旧岩崎小学校の向いに設置された施設でございます。指定期間は平成29年4月1日から34年3月31日までの5年間です。指定管理候補者は、今年度までに引き続き岩崎地区自治会議です。公募によらず指定管理者候補を選定する理由は、この施設が、この地域における住民の生活環境向上のための自主的、主体的な地域づくりを推進するために設置された地域密着型施設と位置付けられているため、湯沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条第1項第1号の規定が適用されることによるものです。指定管理料は、今年度の実績で899万2,000円です。同施設の指定管理については、今年の9月1日に開催された湯沢市公有財産利活用及び公の施設管理運営検討委員会においても、指定管理の結果に対する評価が非常に高く、継続して指定管理することとして承認を得ております。以上です。

芳賀委員長 岩崎のふるさとふれあいセンターにつきまして、指定管理を継続するということです。

よろしいですか。

－ 〈異議なしの声〉 －

芳賀委員長　それでは、指定管理者の指定を申し出ることについて、承認いたします。

　　続きまして、議案第25号、指定管理者の指定の申出についてであります。お願いします。

和田生涯学習課長　引き続き私から、議案第25号、指定管理者の申出（岩崎コミュニティセンター）について、ご説明申し上げます。

　　こちらは、平成24年度の設置で、旧岩崎小学校の体育館とグラウンドの指定管理となり、ふるさとふれあいセンターと同じく、指定期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間で、指定管理候補者は岩崎地区自治会議です。公募によらず指定管理者候補を選定する理由は、ふるさとふれあいセンターと同じで、指定管理料は、今年度の実績で49万5,000円です。こちらも、9月1日に開催された湯沢市公有財産利活用及び公の施設管理運営検討委員会において、指定管理の結果に対する評価が高く、継続して指定管理することで承認を得ております。以上です。

芳賀委員長　岩崎コミュニティセンターの指定管理について、継続をしたいということですが、質問、意見等ございますか。

阿部委員　コミュニティセンターとふるさとふれあいセンターはセットで指定管理されているわけですが、岩崎の自治組織は非常に熟成されていて、優秀優良な自治組織なのですが、そろそろ指定管理ではなくて、自分たちでそっくりやりたいというような意見は出てこないものですか。

和田生涯学習課長　指定管理者としては、市でも先駆的、先進的で、なおかつ自分たちで自己評価だけでなく他者の評価を入れるようなシステムを構築しておりますし、非常に模範的な指定管理者です。ただ、すべて自分たちで運営するところまでの申出には至っていません。いずれそのような力が付いてくれば、当然やる意欲はあると思うのですが、現実的に私どもにそのような申出があるかと言えば、まだそこまでは至っていません。

阿部委員　他のところで、コミュニティセンターとか指定を受けなくて、それぞれ町内会館ですとか地域のセンターのようなものを、自治組織とかその集落の範囲で管理運営しているところはたくさんあるわけです。

　　そういったことにつけてこれを見ますと、岩崎のセンターは、当初の話からすると、自分たちが欲しいから行政で作って欲しいといったことで進んだはずなのに、それに必ず管理料がくっついていく。こういった悪い癖をずっと続けていくと、みんなが息苦しくなってくるので、早めに行政でうまく誘導して、なにも縛りがいいから自分たちだけでやってくださいといったようなことを、早目早目にやってほしいと思います。

芳賀委員長 今の委員の要望と言いますか、意見ですので、他の地域とのことも考えながら検討してみてください。大変難しい問題ですがお願いします。

それでは、議案第24号と議案第25号につきまして、指定管理者の指定を申し出ることについて承認いたします。

次に、議案第26号、湯沢市スポーツ施設整備実施計画の策定についてであります。これは別紙になりますね。

和田生涯学習課長 別紙の湯沢市スポーツ施設整備実施計画（案）を資料として添付しておりますので、こちらを参照いただきながら説明させていただきたいと思っております。

芳賀委員長 お願いします。

和田生涯学習課長 それでは私から、議案第26号、湯沢市スポーツ施設整備実施計画の策定についてご説明いたします。資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

市教育委員会では、平成27年度末に第3次湯沢市スポーツ推進計画と合わせて湯沢市スポーツ施設整備基本計画を策定しておりますが、今回策定いたしますこの実施計画は、湯沢市総合振興計画を土台に、市の公共施設等総合管理計画と整合させながら、平成28年度から37年度にわたるスポーツ施設整備基本計画の基本方針に従い、施設再編と環境整備を遅滞なく行うために、その前期にあたる32年度までの5年間の具体的計画を定めるものです。対象となっている施設は15施設で、廃止は7施設、移管が1施設、改修が7施設としています。今ご説明申し上げましたのが、資料の2ページの部分となります。

続いて、資料の3ページをご覧ください。こちらが15施設の内訳でございます。この中で「※スポーツ施設の広域利用」と書かれてありますけれども、具体的にご説明申し上げますと、湯沢市内にあるスポーツ施設と、例えば、隣接する横手市或いは郡内の羽後町、東成瀬村にあるスポーツ施設を、相互に全く同じ条件で利用できるようにする取組でございます。自家用車或いはマイクロバスなど、ほぼ車による移動になっている現在、例えば野球場であれば、市内に新たな球場を何億も掛けて建設するよりは、例えば横手グリーンスタジアムなどを気軽に利用できるようにしたら、かなりのニーズに応えられるのではないかと、そのような取組もしていきたいと思っております。

それでは、施設の種類ごとの取組みについて簡単にご説明いたします。まず、3ページの体育館でございます。前期5年間で、湯沢総合体育館の屋根、外壁、アリーナ床などの大規模改修、皆瀬体育館のアリーナ床修繕を計画しております。平成29年度に両施設改修の実施設計を行うこととしておりまして、事業費250万円を見込んでいます。なお、総合体育館の修繕は2年計画で行うこととして、30年度は、その一部工事と翌年度工事の設計、皆瀬体育館の工事を計画しており、事業費は8,200万円。31年度

は、総合体育館の工事費3,000万円を見込んでおります。なお、現在、稲川体育館と体育センターの耐震診断を行っており、その結果によっては、耐震工事を実施する必要性が出てくる可能性があります。こちらは、当計画には上げておりませんが、緊急的な対応として、予算措置、改修実施をしていくこととしております。

続いて、4ページに移りましてプールです。内容は、条例改正の議案で説明しましたとおりですが、平成29年度にB&G海洋センターの改修の設計と工事を計画しており、事業費は1,970万円を見込んでおります。

次に、(3)テニスコートは、条例改正の議案で説明したとおりです。

次に、(4)スキー場です。整備と廃止の方針は、条例改正のところで説明したとおりです。稲川スキー場のレストハウス及び圧雪車等格納庫の改築のために、29年度に実施設計を行う計画で、事業費330万円。30年度に改修工事費1億5,000万円を見込んでいます。

続いて、5ページに入ります。(5)弓道場は、条例改正の議案で説明したとおりです。

(6)武道館ですが、今年度、改修工事費が予算措置され、床板の張替工事を既に終えております。

(7)の野球場です。条例改正の議案で説明したとおり、泉沢球場を廃止し、存続する3つの球場の内、稲川野球場について、内野と駐車場を平成30年度と31年度の2箇年計画で整備することとし、平成29年度に実施設計を行うための予算90万円、30年度に一部工事と翌年度工事の設計のための3,030万円、31年度に改修工事1,000万円を見込んでおります。

続いて、(8)ヘルシーパークです。クラブハウスの回廊と屋根の改修工事を平成32年度に行うこととして、平成31年度に実施設計費60万円、32年度に工事費1,500万円を見込んでおります。

6ページに移りまして、河川敷運動広場についてですが、条例改正議案で説明したとおり、角間グラウンドを廃止します。同じ6ページに一覧を掲載しております。廃止、移管、改修整備の年度ごとの施設と事業費の内容を示しておりますのでご覧いただければと思います。

次の7ページは、事業費の財源の検討でございます。体育館と野球場の整備にはスポーツ振興クジ、いわゆるトトの助成金の利用を検討します。また、トトが利用できないスキー場については、一部地方債での対応を検討します。続く8ページに実施年度別の財源構成を示しています。総事業費は3億4,960万円、うち助成金が4,399万9,000円、起債1億5,000万円、一般財源1億5,560万1,000円を見込んでいます。以上です。

芳賀委員長

スポーツ施設の整備につきましての実施計画が説明されました。これにつきまして、質問、意見等ありましたらお願いします。

後藤委員

廃止される泉沢野球場とか角間河川敷とかは、この後何かに利用される案は出てきているものでしょうか。

和田 生涯学習課長 これらについては、国土交通省から河川敷を借りる契約をしているのですけれども、廃止することに伴ってお返しする計画でございます。

後藤 委員 と言いますのは、グランドゴルフの場所が欲しいとか、年々高齢者が増えてそのようなニーズがあるのかと思って、泉沢球場の辺りはどうかと思ったので聞きました。

もう一つ良いでしょうか。体育館とか野球場とかをスポーツ振興センターの振興クジ助成金を使って改修できるのは大変良いと思いましたが、スキー場は何か助成金の交付される場所がないのかなと。環境省とか。

和田 生涯学習課長 色々探してみても、理由までは持ってきていないのですけれども、スキー場というのが補助金の対象になかなかなりづらいところです。

この計画を策定するにあたりましては、企画部門、財政部門、観光部門、私どもと色々協議し、当然、財源についても財政サイドと色々な協議を重ねてきたところですが、スキー場についてはトトのような助成金が見つかりません。当然、新たな地方創生等の策が出てくれば利用させていただきたいと思っておりますが、現在では起債に依存するしかないのかなとの結論でございました。

後藤 委員 豪雪地帯で、冬場の子どもたちの運動、或いは大人もですが、スキー人口そのものが減ってきているのであれでしょうけれども、何か助成金があれば良いのかなと思います。

和田 生涯学習課長 いずれ計画はこうであっても、今後、有利な補助金なり交付金をずっと探してまいりたいと思っております。

後藤 委員 お願いします。

芳賀 委員長 よろしいですか。

阿部 委員 財源の件なのですけれども、起債を使ったり、助成金を使ったりとお話がありました。これは、この後確定していけると見込まれるのですか。このまま行ける、それとも毎年見直しされて、市全体の予算枠からすると今年は見送りというようなことが出てくるのか。この時点で、これで行くということが確定しているかどうかということをお聞きしたいと思います。

和田 生涯学習課長 この計画を立てるにあたっては、若干基本計画では固まっていなかった財源等の調整についても、これまで財政協議をしてきたつもりですし、色々な突発的な事項が起らないとは限らないのですけれども、我々としては、これに基づいて遅滞なく進めていきたいという意志はございますし、そうでなければならぬとは思っております。

阿 部 委 員 そうすれば、台所事情によっては、もしかしたらずれ込んでいくといったような計画の見直しもあるということですか。

和 田 財源だけではなくて市民の理解、先ほど委員がおっしゃられたような、生涯学習課長 廃止することによって、それでは何ができるのかを示していかなければ、予算化するにしても当然議会も経なければならぬわけですので、その辺をきっちり固めていかなければと思っています。お金のこともそうですけれども、そうした色々クリアしなければならない課題は山ほどあると思いますが、私どもとしてはなんとかクリア出来るように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

阿 部 委 員 折角の立派な計画ですので、是非頑張って目標通りにやっていただければと思います。

佐 藤 部 長 今、阿部委員がおっしゃいましたことについて、鋭意努力したいと思えます。先ほど課長から説明しましたように、ただいま市ではご承知の通り公共施設等の総合管理計画、全体的な施設の見直し、削減等の計画を立てておまして、今年度中に成案になると思えます。

今回お示いたしましたスポーツ施設整備については、計画の中でもひとつ先に行くという、教育委員会が先を行った計画ということで示しており、早目に市の施策を先取りしているということでもかなり力を入れているところであります。例えば、野球場にしても、スキー場にしても、ご承知のとおり、これまで議会で、かなり長年に渡りまして色々な質問や答弁がなされており、議会からも早くなんとかしたらというようなこともございましたので、教育委員会としては、市の総合的な計画を待たずに進めたいということで頑張っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

芳 賀 委 員 長 他にございませんか。

後 藤 委 員 先ほど3ページのところで説明がありました「※スポーツ施設の広域利用」は、大変良い事だと思ったのですが、既に協定済なのでしょうか。

和 田 まだ協定しておりません。まずは横手市から、担当者和その辺について生涯学習課長 協議し、先日、もし可能であれば市長と市長同士が、今度は横手市と湯沢市が手を携えていきましよう、首長の合意があつて進められれば本当は一番良いのかなという話はしたところです。体育施設等だけでなく、当然色々利用できる施設があると思うのですが、そういうものが横手市とか湯沢市とか関係なく利用できるようなになれば、利便性がもっとも上がっていくと思えます。そのためには、もちろん我々も担当者として打合せしていきますけれども、その前に、例えば湯沢市長と横手市長が、今度はそういう事で手を携えていきましようとの合意があれば本当は良いのかなと話したところでした。まだ協定までは至っておりません。

後藤委員 大変良いアイデアだと思うのですが、施設利用の時期があって、野球等はかなり重なってきて、混んできて、なかなか湯沢からグリーンスタジアムを借りるとするのは難しいのかなと思ったので、協定済かと思って聞きました。

芳賀委員長 他にございませんか。

阿部委員 先ほど部長から野球場の話が出たのですが、議会の様子も色々と私も見聞きして分かっているのですが、今、この計画にある改修の計画とか、或いは希望的なものとか、それを全体的に勘案した時に、果たして議会から色々言われているものはどの程度クリアできるのか、これで押し通せるのかといったところは、どのようなものでしょうか。

佐藤部長 大変難しい話ではあるかと思いますが、先ほど申しましたように、合併後すぐの辺りからこういった話はございまして、市の総合振興計画に基づいて個々の計画を作っているわけですが、それを目指して今までやってきたわけでありまして。ご承知のとおり、最近になって野球場の陳情についても、教育民生常任委員の皆様から不採択というようなことで、やはり市の人口減、財政的な面を考えると、スポーツ施設に限ったことではなくて、公共施設の管理計画にありますように、全体的に見据えたうえで、市長の言葉を借りれば、身の丈にあった施設整備をしなければならぬと。先ほど課長が言いましたように、統合再編するに際しては、ただ単に三つを一つにするのではなくて、一つにした場合でも色々な努力、工夫を重ねて、なるべく住民の方々のニーズに応えるような、ソフト面も考慮するというようなことで考えていますので、その辺を再度議員の皆様にお話して、ご理解いただくように努めたいと思っています。

阿部委員 色々と言ってすみませんが、教育委員会事務局の姿勢として、単位を間違えたくらいの意気込みで行っていただきたいということを要望したいと思います。多分この後、野球場は人口的な面からとか財政的な面から造れないと思うのです。そうした場合に、今ここで思い切って単位を間違えておかないと、色々またごちゃごちゃになると思うので、それ位の意気込みで議会に対峙してもらえればありがたいと思います。

佐藤部長 力強いお言葉ありがとうございます。是非頑張っていきたいと思いません。

芳賀委員長 他にございませんか。

後藤委員 4ページのスキー場のことですが、稲川スキー場のレストハウスと圧雪車の格納庫を改築するとありますが、付帯施設と言いますか、その周辺、例えば、湯沢スキー場が廃止になるということで、今までその周辺

でノルディックスキーをやっていたわけですがけれども、それを出来る場所がやはり稲川に集約するとすれば必要だと思いますので、その事も頭の中に入れて検討していただければと思います。

芳賀委員長 他にございませんか。

— 〈なしの声〉 —

芳賀委員長 たくさん意見や要望が出ました。計画は大変進んできたと認識しておりますので、今、委員から話されたことを、是非取り入れながら、進めていただきたいと思います。

それでは、スポーツ施設整備実施計画の策定について、承認ということによろしいですか。

— 〈異議なしの声〉 —

芳賀委員長 それでは承認いたします。

その他

芳賀委員長 これで議案につきましては終了いたしまして、次第の5、その他であります。お願いします。

福 土 私から最後のページ、23ページになりますけれども、報告を申し上げます。人事異動に伴う報告でございます。

教育総務課長

湯沢市教育長に対する事務委任規則に基づく事務の管理及び執行の状況について、第1条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

事項といたしましては、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の人事に関することでございます。専決年月日は平成28年10月1日でございます。内容は別紙のとおりとなっております、裏面をご覧くださいと思います。発令年月日が平成28年10月1日でございます。氏名が遠田光一、発令事項は、教育委員会事務局職員に任命する、主任に補する、教育委員会事務局教育部湯沢生涯学習センター勤務を命ずる、発令事由は転入でございます。以上でございます。

芳賀委員長 この件につきましてはよろしいですね。

— 〈なしの声〉 —

芳賀委員長 他にその他はありませんか。

なければ、これをもちまして第9回湯沢市教育委員会を閉じます。

【午後3時25分 閉 会】